

## ■ラフィット 会則 (2020年2月改定)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>タイガースフィットネスクラブラフィット</p> <p><b>会則</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条(名称・所在地)</b><br/>本クラブは、タイガースフィットネスクラブラフィット（以下、本クラブという。）と称し、所在地は西宮市甲子園七番町1番27号に置きます。</p> <p><b>第2条(運営管理)</b><br/>本クラブは、株式会社ウエルネス阪神（以下会社という。）が運営管理します。</p> <p><b>第3条(目的)</b><br/>本クラブは、スポーツを通じて会員の健康維持・増進ならびに会員相互の交流の場を提供することを目的とします。</p> <p><b>第2章 会員資格</b></p> <p><b>第4条(入会資格)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本クラブの会員は、クラブの目的に賛同する方で、次の各号の全てに該当する方とします。尚、本クラブは、<b>次の各号の定めにより入会ができないと判断した方については</b>、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。<br/>また、入会手続き後に入会資格外であることが判明した場合、本クラブはその会員資格を取り消すことができるものとします。</li> <li>本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。</li> <li>満年齢18才以上の方。ナイト&amp;ホリデーU20は16才以上の方。</li> <li>スポーツを行っても差し支えない健康状態の方。</li> <li>刺青をした方や、暴力団関係者ならびにこれに類する方は入会できません。（タトゥーも含む）</li> <li>妊娠中の方は入会できません。</li> <li>本クラブおよび他社クラブにおいて利用禁止処分を受けていない方。</li> </ol> <p>2. 前項の定めは、法人会員の構成員についても適用します。</p> <p><b>第5条(会員の種類)</b><br/>本クラブの会員の種類と要件は次の通りとします。なお、下記以外の会員の種類を設定することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>レギュラー会員は個人を対象とし、1名記述式とします。</li> <li>デイトタイム会員、ナイト会員、ホリデー会員、ナイト&amp;ホリデー会員は個人を対象とし、1名記述式とします。ただし、ご利用曜日、ご利用時間は細則の通り制限されます。</li> <li>ホットヨガ会員フィックス、ホットヨガ会員セレクトは個人を対象とし、1名記述式とします。ただし、ご登録は細則の通りとします。</li> <li>法人会員は法人の従業員を対象とし、本クラブの発行する利用券により利用していただけます。</li> </ol> <p><b>第6条(会員資格の期間)</b><br/>会員資格の有効期間については、入会日から会員資格喪失の時までとします。</p> <p><b>第7条(入会手続)</b><br/>本クラブに入会を希望される方は所定の申込手続を行い、会社の承認を得た後、別途細則に定める入会金および会費を会社に納入してください。</p> <p><b>第8条(入会金)</b><br/>一旦納められた入会金は、利用開始日以降これを返還しません。</p> <p><b>第9条(会員資格の停止および除名)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会社は、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一定期間の停止または除名することができます。</li> <li>本会則その他本クラブが定めた事項に違反したとき。</li> <li>本クラブの名誉・信用を傷つけたり、運営の秩序を乱したとき。</li> <li>会員が納入すべき会費、その他の債務を2ヶ月以上滞納し、会社の催告に応じないとき。</li> <li>本クラブの会員として、ふさわしくないと会社が判断したとき。</li> <li>他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。</li> <li>本クラブ内において、会社の許可を得ずに商行為や、政治活動、宗教活動を行ったとき。</li> <li>その他、本クラブが除名を至当とする行為、事由があったとき。</li> </ol> <p>2. 法人会員の利用券の利用者にも上記の各号を適用し、法人会員を除</p> | <p>タイガースフィットネスクラブラフィット</p> <p><b>会則</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条(名称・所在地)</b><br/>本クラブは、タイガースフィットネスクラブラフィット（以下、本クラブという。）と称し、所在地は西宮市甲子園七番町1番27号に置きます。</p> <p><b>第2条(運営管理)</b><br/>本クラブは、株式会社ウエルネス阪神（以下会社という。）が運営管理します。</p> <p><b>第3条(目的)</b><br/>本クラブは、スポーツを通じて会員の健康維持・増進ならびに会員相互の交流の場を提供することを目的とします。</p> <p><b>第2章 会員資格</b></p> <p><b>第4条(入会資格)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本クラブの会員は、クラブの目的に賛同する方で、次の各号の全てに該当する方とします。尚、本クラブは、<b>その自由な裁量により</b>、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。<br/>また、入会手続き後に入会資格外であることが判明した場合、本クラブはその会員資格を取り消すことができるものとします。</li> <li>本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。</li> <li>満年齢18才以上の方。ナイト&amp;ホリデーU20は16才以上の方。</li> <li>スポーツを行っても差し支えない健康状態の方。</li> <li>刺青をした方や、暴力団関係者ならびにこれに類する方は入会できません。（タトゥーも含む）</li> <li>妊娠中の方は入会できません。</li> <li>本クラブおよび他社クラブにおいて利用禁止処分を受けていない方。</li> </ol> <p>2. 前項の定めは、法人会員の構成員についても適用します。</p> <p><b>第5条(会員の種類)</b><br/>本クラブの会員の種類と要件は次の通りとします。なお、下記以外の会員の種類を設定することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>レギュラー会員は個人を対象とし、1名記述式とします。</li> <li>デイトタイム会員、ナイト会員、ホリデー会員、ナイト&amp;ホリデー会員は個人を対象とし、1名記述式とします。ただし、ご利用曜日、ご利用時間は細則の通り制限されます。</li> <li>ホットヨガ会員フィックス、ホットヨガ会員セレクトは個人を対象とし、1名記述式とします。ただし、ご登録は細則の通りとします。</li> <li>法人会員は法人の従業員を対象とし、本クラブの発行する利用券により利用していただけます。</li> </ol> <p><b>第6条(会員資格の期間)</b><br/>会員資格の有効期間については、入会日から会員資格喪失の時までとします。</p> <p><b>第7条(入会手続)</b><br/>本クラブに入会を希望される方は所定の申込手続を行い、会社の承認を得た後、別途細則に定める入会金および会費を会社に納入してください。</p> <p><b>第8条(入会金)</b><br/>一旦納められた入会金は、利用開始日以降これを返還しません。</p> <p><b>第9条(会員資格の停止および除名)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会社は、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一定期間の停止または除名することができます。</li> <li>本会則その他本クラブが定めた事項に違反したとき。</li> <li>本クラブの名誉・信用を傷つけたり、運営の秩序を乱したとき。</li> <li>会員が納入すべき会費、その他の債務を2ヶ月以上滞納し、会社の催告に応じないとき。</li> <li>本クラブの会員として、ふさわしくないと会社が判断したとき。</li> <li>他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。</li> <li>本クラブ内において、会社の許可を得ずに商行為や、政治活動、宗教活動を行ったとき。</li> <li>その他、本クラブが除名を至当とする行為、事由があったとき。</li> </ol> <p>2. 法人会員の利用券の利用者にも上記の各号を適用し、法人会員を除</p> |

名する場合があります。

- 上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

#### 第10条(会員資格の喪失)

会員は次のいずれかの場合に該当したときその資格を喪失します。

- 会員本人による退会の申し出を会社が承認したとき。
- 会員本人の死亡。
- 除名されたとき。
- 法人会員が解散したとき。
- 経営上重大な理由により本クラブ諸施設の全部を封鎖したとき。

#### 第11条(退会)

会員は、毎月10日までに、本クラブ所定の退会届を提出することにより、当月末日をもって退会することができます。

#### 第12条(会員資格の譲渡)

会員は、その会員たる資格を他に譲渡することはできません。

#### 第13条(会員種別の移行)

各会員への種別移行ができます。ただし、変更費用を要します。

### 第3章 会員の権利・義務

#### 第14条(会員証)

会員証の取扱いは次の通りです。

- 会社は法人会員以外の会員に対して会員証を交付します。
- 会員証は記名された方以外は使用できません。
- 会員証は譲渡・質入等することができません。
- 会員は、会員証を紛失した場合には直ちに所定の手続きを行い、会社に再発行の申請をするものとします。なお、再発行についての実費は会員負担とします。

#### 第15条(会費等)

- 会員は別途細則に定める会費を会社に納入していただきます。
- 法人会員の構成員は別途細則に定める利用料を会社に納入していただきます。

#### 第16条(施設の利用範囲と利用方法)

- 会員等は本クラブの営業時間中、本会則および別に定める細則等に従い施設を利用することができます。
- 会員等は利用に際しては、必ず会員証を携帯し、本クラブに入場の際係員に提示しなければなりません。ただし、法人会員の場合は本クラブ発行の利用券によりご利用いただけます。
- 一部施設については時間帯によりご利用できない場合、または有料となる場合があります。
- 本クラブ内では係員の指示に従っていただきます。

#### 第17条(利用禁止および退出)

会社は、以下の各号のいずれかに該当する方の本クラブの利用を禁止する、または本クラブからの退出を命ずることができるものとします。

- 会則等を遵守しない方
- 医師等により運動を禁じられている方
- 館内において刺青・タトゥなどを露出した方
- 暴力団、その他これに類似する団体またはその構成員の方
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有する方
- 酒気を帯びている方
- 健康状態を害し運動することが好ましくないと判断される方

#### 第18条(変更事項の届出)

会員は、取引金融機関、住所、電話番号等、入会申込み書類の記載事項に変更のあった場合は、すみやかに所定の用紙にて会社に届出ものとします。

### 第4章 その他

#### 第19条(ビジター)

- 本クラブでは施設に余裕のあるときは会員等の同伴により、会員以外の方(以下、ビジターという)に施設の利用を認めることがあります。ただし、会員等はビジターの一切の行為について責任を負うものとします。
- ビジターの利用料金等は別途細則に定めます。
- ビジターが本クラブの施設を利用するときは、本会則および細則その他の定めを準用します。

名する場合があります。

- 上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

#### 第10条(会員資格の喪失)

会員は次のいずれかの場合に該当したときその資格を喪失します。

- 会員本人による退会の申し出を会社が承認したとき。
- 会員本人の死亡。
- 除名されたとき。
- 法人会員が解散したとき。
- 経営上重大な理由により本クラブ諸施設の全部を封鎖したとき。

#### 第11条(退会)

会員は、毎月10日までに、本クラブ所定の退会届を提出することにより、当月末日をもって退会することができます。

#### 第12条(会員資格の譲渡)

会員は、その会員たる資格を他に譲渡することはできません。

#### 第13条(会員種別の移行)

各会員への種別移行ができます。ただし、変更費用を要します。

### 第3章 会員の権利・義務

#### 第14条(会員証)

会員証の取扱いは次の通りです。

- 会社は法人会員以外の会員に対して会員証を交付します。
- 会員証は記名された方以外は使用できません。
- 会員証は譲渡・質入等することができません。
- 会員は、会員証を紛失した場合には直ちに所定の手続きを行い、会社に再発行の申請をするものとします。なお、再発行についての実費は会員負担とします。

#### 第15条(会費等)

- 会員は別途細則に定める会費を会社に納入していただきます。
- 法人会員の構成員は別途細則に定める利用料を会社に納入していただきます。

#### 第16条(施設の利用範囲と利用方法)

- 会員等は本クラブの営業時間中、本会則および別に定める細則等に従い施設を利用することができます。
- 会員等は利用に際しては、必ず会員証を携帯し、本クラブに入場の際係員に提示しなければなりません。ただし、法人会員の場合は本クラブ発行の利用券によりご利用いただけます。
- 一部施設については時間帯によりご利用できない場合、または有料となる場合があります。
- 本クラブ内では係員の指示に従っていただきます。

#### 第17条(変更事項の届出)

会員は、取引金融機関、住所、電話番号等、入会申込み書類の記載事項に変更のあった場合は、すみやかに所定の用紙にて会社に届出ものとします。

### 第4章 その他

#### 第18条(ビジター)

- 本クラブでは施設に余裕のあるときは会員等の同伴により、会員以外の方(以下、ビジターという)に施設の利用を認めることがあります。ただし、会員等はビジターの一切の行為について責任を負うものとします。
- ビジターの利用料金等は別途細則に定めます。
- ビジターが本クラブの施設を利用するときは、本会則および細則その他の定めを準用します。

**第20条(会員の損害賠償責任)**

会員またはビジターが、本クラブ諸施設利用中、自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、すみやかにその損害を賠償しなければなりません。会員は同伴したビジターの本クラブの施設内での行為について、連帯して責任を負っていただきます。

**第21条(会社の損害賠償責任免除)**

1. 会社は、会員またはビジターが本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故については一切の損害賠償の責を負いません。ただし、会社に故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。
2. 会員が本クラブに対して貴重品扱いとして預けた物品以外、本クラブ利用の際に生じた盗難・紛失・破損については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

**(削除)****第22条(施設の廃止。利用制限)**

会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導その他やむを得ない事由が発生した場合、本クラブ施設の廃止、またはその利用を制限することがあります。

**第23条(休業日)**

1. 会社は定休日の他、年間10日を限度として本クラブの休業日を設けます。
2. 前項の他、気象災害等により開場が不可能と認められる場合や、施設の点検・補修および改造等、施設の管理運営上やむを得ない場合、会社は必要最小限の範囲内で年間10日間を越えて、臨時休業日を設け、または利用制限を行うことがあります。

**第24条(細則)**

本会則に定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、別途細則等により会社が定めるものとします。

**第25条(会則等の改訂)**

1. 会社は、**社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、本会則および細則等を改訂することがあります。**なお、改訂した会則等の効力は全会員におよぶものとします。
2. 会社は、前項により本会則または細則を改正するときは、**変更後の会則または細則の内容と適用開始日を、施設内における掲示、インターネットその他の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から当該改訂が適用されるもの**とします。

2018.4.1 改定  
2020.2.1 改定

**第19条(会員の損害賠償責任)**

会員またはビジターが、本クラブ諸施設利用中、自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、すみやかにその損害を賠償しなければなりません。会員は同伴したビジターの本クラブの施設内での行為について、連帯して責任を負っていただきます。

**第20条(会社の損害賠償責任免除)**

1. 会社は、会員またはビジターが本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故については一切の損害賠償の責を負いません。ただし、会社に故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。
2. 会員が本クラブに対して貴重品扱いとして預けた物品以外、本クラブ利用の際に生じた盗難・紛失・破損については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

**第21条(諸料金の変更)**

会社は、**経済の変動および会社経営上必要な場合、諸料金を変更することができます。**

**第22条(施設の廃止。利用制限)**

会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導その他やむを得ない事由が発生した場合、本クラブ施設の廃止、またはその利用を制限することがあります。

**第23条(休業日)**

1. 会社は定休日の他、年間10日を限度として本クラブの休業日を設けます。
2. 前項の他、気象災害等により開場が不可能と認められる場合や、施設の点検・補修および改造等、施設の管理運営上やむを得ない場合、会社は必要最小限の範囲内で年間10日間を越えて、臨時休業日を設け、または利用制限を行うことがあります。

**第24条(細則)**

本会則に定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、別途細則等により会社が定めるものとします。

**第25条(会則等の改訂)**

- 会社は**必要と認めた場合、本会則および細則等を改訂することがあります。**なお、改訂した会則等の効力は全会員におよぶものとします。
1. 会社は、本会則および細則を改正するとき、**または利用規定の重要な案件に係わる規定を改正するときは、内容を告知するものとし、変更後の会則、細則、利用規定を会員に交付するもの**とします。  
この場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。
  2. 前項による会員への告知は、施設内における掲示を以て行うものとします。会社は他の方法を付加することがあります。
  3. 会社は、利用規定の軽微な案件に係わる規定を改正するときは、その内容を所定の場所に掲示するものとします。

2018.4.1 改定